

# ※必ずご確認ください。

## 【重要】令和8年度 児童クラブの入所申し込みをされた皆様へ

### 1 入所の決定について

これから児童クラブに希望日から入所可能か調整します。  
調整結果を、今日か明日に運営委託先であるシダックスから保護者にお電話でお伝えします。  
正式な入所決定通知書は約1週後に送付します。

### 2 退所する場合

・家に児童を保護する人がいるようになった等の理由で、申請していた期間より早く利用を終了する場合、月末までに退所届の提出が必要です。退所届はオンライン申請もしくは市役所や児童クラブで書面での申請が可能です。

※提出されていない場合、児童クラブを利用していない月であっても利用料が発生しますので、必ず月末までにご提出をお願いします。

### 3 利用料の減免申請について(該当者のみ)

下記の対象者は減免の対象となりますので、申請がお済みでない場合は早めに申請をお願いします。

※入所日の翌日以降に減免申請された場合、減免適用開始が申請日の翌月以降となりますのでご注意ください。

- ①生活保護(全額減免) ②令和7年度非課税世帯(半額減免) ③ひとり親家庭等(半額減免)  
④災害により著しい被害を受けた世帯(半額または25%減免)

※兄弟姉妹同時入所の場合、2子目以降は減免となりますが、個別の減免申請は不要となります。

### 4 児童クラブ連絡先電話番号

飯塚地区		穂波地区		筑穂・庄内・穎田
二瀬 22-2122	飯塚 22-4569	椋本 25-6133	内野 72-0177	
伊岐須 22-6282	鯉田 29-1892	穂波東 21-3195	大分 72-4199	
立岩 22-1525	菰田 25-6482	高田 25-2679	上穂波 72-3024	
幸袋 22-1933	片島 29-0928	若菜 29-7399	庄内 82-3077	
飯塚東 22-0079	飯塚鎮西 28-5216		穎田 92-6472	